

平成29年 No.18

○東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 4月13日 事務協議会 審議・承認

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年4月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規則第14号

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第4号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 事務局参事役(3) 部長(4) 副部長(5) 課長<u>(6) 学長室長</u><u>(7) 監査室長</u><u>(8) 副課長相当職にある者</u> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 事務協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事務局長(2) 事務局参事役(3) 部長(4) 副部長(5) 課長 <u>(6) 監査室長</u><u>(7) 副課長相当職にある者</u>